

伊万里有田共立病院 バイタル測定機器導入業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近年、医療現場においては、看護業務の効率化、医療安全の向上、患者情報の迅速かつ正確な共有が重要な課題となっている。特に、バイタルサインの測定結果については、測定後の電子カルテ転記作業の手間、入力タイムラグ、誤入力及び未入力などが大きな課題となっている。

伊万里有田共立病院においてそれらの課題を解決し、看護業務の質向上及び負担軽減、患者誤認防止、病棟運用の効率化並びに電子カルテへの円滑なデータ連携を図るため、バイタル測定機器及び関連システムの導入を検討している。

本要領は、伊万里有田共立病院に最も適したバイタル測定機器等の導入候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法その他必要な事項を定めるものである。

2. 業務名

伊万里有田共立病院 バイタル測定機器導入業務

3. 対象施設

施設名 伊万里有田共立病院

住所 佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

対象範囲 病棟、外来その他病院が指定する部門のうち、別途提示する範囲

4. 業務の概要

（1）業務内容

本業務は、当院が求める「電子カルテへのバイタル測定値の円滑な連携」という要件を満たすバイタル測定機器等を選定し、必要な機器、関連ソフトウェア、電子カルテ連携、設置設定、動作確認、職員教育、稼働支援及び保守対応を含めて提案するものである。

主な対象は、体温、血圧、SpO2、脈拍その他病院が指定するバイタル項目の測定及び電子カルテ等へのデータ連携とし、詳細は別紙仕様書又は開示資料による。

（2）提案に含める内容

- ア 機器構成（本体、周辺機器、充電機器、必要な端末、カート等）
- イ 患者認証及び職員認証の方法
- ウ 電子カルテ、看護支援システムその他関連システムとの連携方法
- エ 導入、設定、テスト、稼働開始までの実施体制及びスケジュール
- オ 操作説明、教育計画、稼働初期支援
- カ 保守体制、障害対応、代替機対応、消耗品供給体制
- キ 導入費用、保守費用、消耗品費用その他必要な費用

(3) 契約期間

契約締結日から本業務の完了日までとする。なお、保守期間を含めて提案を求める場合は、別途仕様書等に定める。

(4) 提案上限額

11,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

5. 求める提案の基本方針

提案に当たっては、単なる機器性能の比較にとどまらず、病院現場における操作性、取り回し、視認性、清拭性、患者誤認防止、データ取込の確実性、電子カルテへの反映のしやすさ、教育のしやすさ及び保守の実効性を総合的に考慮した内容とすること。

また、病棟ラウンド、連続測定、再測定、通信不良時の対応、夜間帯の運用、感染対策を想定した実運用ベースの提案とすること。

6. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 伊万里市・有田町の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、参加表明時点において登録されていない者については、契約締結時までに登録されることを条件として参加を認める。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 公告日から契約締結日までの間に、伊万里市・有田町から指名停止その他これに準ずる措置を受けていない者であること。

オ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

カ 提案する医療情報システムについて、当該システムの製造者であること、又は当該製造者から、日本国内における販売、導入、設定、保守、障害対応及び必要な技術支援に関し、直接権限を付与された者であること。

キ 本業務の履行に当たり、次に掲げる中核業務を自ら履行できる体制を有すること。

a 総合的企画及び提案内容の実現に係る判断

b 業務遂行管理及び進捗管理

c システム構成、設定方針、連携方式その他手法の決定

d 他システムとの連携に係る技術的調整及び技術的判断

e 発注者との主要な協議、説明及び調整

- f 保守統括、問合せ窓口及び障害発生時の一次対応
- g 障害の切り分け、原因分析及び復旧方針の決定
- ク 前号に規定する中核業務について、参加者の直接雇用する従業員により履行することができること。
- ケ 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることを予定していない者であること。
- コ 参加者は、補助的又は定型的業務を除き、再委託を予定しない者であること。補助的又は定型的業務について再委託を予定する場合は、その内容、範囲、必要性、再委託先及び金額を明示し、発注者の承認を受けることができる体制を有すること。
- サ 本プロポーザルに参加しようとする他の参加者又は参加表明者を再委託先とし、又は再委託先となる予定がないこと。
- シ 医療情報システムの保守、障害対応、セキュリティ対応及び必要なソフトウェア改修対応について、継続的に実施可能な体制を有し、その内容を証する書類を提出できること。

(2) 受託候補者決定後又は契約締結後に前項各号のいずれかを満たさないことが判明した場合は、受託候補者決定の取消し又は契約の解除を行うことがある。

7. 実施スケジュール

項目	時期
公告	令和8年9月25日（金）
質問受付期限	令和8年10月2日（金）
質問回答	令和8年10月6日（火）
参加表明書提出期限	令和8年10月16日（金）
提案書提出期限	令和8年10月16日（金）
プレゼンテーション・デモ	令和8年10月29日（木）
審査結果通知	令和8年11月6日（金）
契約締結（予定）	令和8年11月中旬
導入開始（予定）	令和9年4月1日（木）

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

質問への回答は、質問者名を伏せたうえで、参加表明者全員に対して電子メール又は病院が指定する方法により通知する。

9. 提出書類

参加者は、参加表明書の提出時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 参加表明書
- (2) 会社概要書
- (3) 提案する医療情報システムの製造者証明書又は製造者から参加者に対する直接の販売、導入、設定、保守、障害対応及び技術支援権限が付与されていることを証する書類
- (4) 業務実施体制図
- (5) 配置予定責任者等一覧

- ア 統括責任者
- イ 導入責任者
- ウ 保守責任者
- エ 障害対応責任者
- オ 主要担当者

なお、各者について、所属、雇用関係、役割、経験年数及び類似業務実績を記載すること。

- (6) 自社履行予定書
中核業務ごとに、自社履行の有無、担当部署名、担当者名及び履行方法を記載すること。
- (7) 保守・障害対応体制説明書
次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 保守拠点の所在地
 - イ 対応可能時間
 - ウ 緊急時連絡体制
 - エ 障害発生時の初動対応手順
 - オ 製造者との連携体制
 - カ セキュリティ対応体制

- (8) 再委託予定調書
再委託を予定する場合に限り、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 再委託先の商号又は名称及び所在地
 - イ 再委託しようとする業務の内容及び範囲
 - ウ 再委託を必要とする理由
 - エ 再委託予定金額
 - オ 再委託先に課す守秘義務、個人情報保護義務及び情報セキュリティ義務の概要

- (9) 納税証明書その他発注者が必要と認める書類

2 発注者は、前項に定めるもののほか、参加資格の確認又は履行体制の確認のため必要があると認めるときは、追加資料の提出を求め、又はヒアリングを実施することができる。

10. 提案書の提出

提案書は、A4 判縦又は横書きを基本とし、わかりやすく簡潔に記載すること。図表、写真、画面イメージ等の使用を妨げない。

提案書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 基本コンセプト及び当院理解
- (2) 提案機器の構成及び特徴
- (3) 操作性、取り回し、視認性、清拭性に関する説明
- (4) 患者認証、職員認証、データ取込及び電子カルテ連携の方法
- (5) 通信方式、障害時対応、未送信時の取扱い等の安全対策
- (6) 導入手順、導入スケジュール、教育計画及び稼働支援
- (7) 保守体制、問い合わせ対応、代替機対応、部品供給及び消耗品供給
- (8) 同種導入実績及び運用支援実績
- (9) 費用内訳及びライフサイクルコスト
- (10) その他、病院に有益と考える提案事項

提出部数 正本 1 部+審査用 10 部

11. プレゼンテーション及びデモ

参加を表明した提案者は、プレゼンテーション及びデモを実施する。

プレゼンテーションは、実際の病床の巡回を想定した環境を当院側で準備するので、その場で口頭による説明を行うこと。まず提出された提案書に基づき、器機のコンセプトや機器の構成、特徴などを詳しく説明すること。審査員は先に提出された提案書を持参してプレゼンテーションに参加する。(10 分~20 分程度)

また、実際の機器を用い、病院が指定する想定シナリオに基づき、患者認証、測定、データ取込、送信、電子カルテ反映確認、再測定又は再送、通信不良時の対応、清拭方法等を説明すること。その環境下で実際に測定の操作を行うデモを提案者により実施すること。(10 分~20 分程度)

その後、審査員が実機に実際に触る時間を設けて審査を実施する。審査員に対し使い方の支援を行い理解を深めるよう努めること。

プレゼンテーション及びデモの実施日時、場所、持ち時間、機器搬入方法等の詳細は、対象事業者に別途通知する。

12. 審査方法

審査は、病院が別に定める審査委員会において実施する。審査委員は、主に看護師となる。

審査は、提出書類、プレゼンテーション及びデモの内容等を総合的に評価して行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、審査の結果、病院が求める水準に達する提案がない場合は、候補者を選定しないことがある。

13. 評価項目及び配点

プレゼンテーション及びデモにおける評価項目及び配点は、次のとおりとする。

プレゼンテーション及びデモ採点表

評価区分	評価内容	配点
1 操作性	起動・準備のしやすさ、患者選択・認証のしやすさ、測定操作のわかりやすさ、測定から送信までの手順数、手袋着用時の操作性	10点
2 取り回し	本体の持ちやすさ・重さ、ベッド周りでの扱いやすさ、連続測定のしやすさ	10点
3 視認性	画面の見やすさ、患者名や測定値の見やすさ、異常値や前回比較の見やすさ	10点
4 データ連携	測定値の取込のしやすさ、電子カルテ送信のしやすさ、送信結果の確認しやすさ、再測定・再送信のしやすさ	5点
5 安全性	患者取り違い防止の仕組み、未送信への気づきやすさ	5点
6 清拭性	本体等の清拭しやすさ、センサー等の管理しやすさ	5点
7 感染対策・定着性・保守性	共用時感染対策のしやすさ・新人でも使いやすいか・トラブル時対処のしやすさ・日常管理のしやすさ	5点
	合計	50点

優先交渉権者の選定は、書類審査、価格、プレゼンテーション及びデモ審査結果を踏まえ、審査委員会の最終協議にて決定する。

14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (3) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
- (4) 病院が定める提案上限額を超える見積を提出した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 本要領その他病院の指示に重大な違反があった場合

15. 契約に関する事項

優先交渉権者と病院は、提案内容及び見積内容を基礎として協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

優先交渉権者との協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うことがある。

契約内容、支払条件、検収方法、瑕疵対応その他必要事項は、仕様書、提案内容及び協議結果に基づき定める。

16. 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出後の書類の差替え、訂正又は再提出は、病院が認めた場合を除き、これを認めない。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属するが、病院は本プロポーザルに関する事務処理及び公表のため必要な範囲で使用できるものとする。
- (5) 病院が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的に使用してはならず、第三者に開示してはならない。
- (6) 採否に関する異議申立ては受け付けない。
- (7) 必要があると認めるときは、病院は本プロポーザルを中止し、又は内容を変更することがある。

17. 担当部署

〒849-4193

佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地 伊万里有田共立病院 企画管理係

TEL : 0955-46-2121 (直通) FAX : 0955-46-2123

E-Mail kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp